

食育推進指導資料：学校教育全体で進める食に関する指導

1 学習指導要領における食育のねらいと目的

現在、子どもたちの食生活は、栄養の偏りや朝食欠食など、多様な課題に直面しています。こうした中、学習指導要領において、食育は「知育、徳育及び体育の基礎」となる極めて重要な教育活動と位置付けられています。

学校における食育の目的は、子どもたちが食に関する正しい理解と実践力を身に付け、生涯にわたって健全な心身を維持し、豊かな人間性を育むことにあります。これは、変化の激しい社会を生き抜くための「生きる力」を支える重要な土台となります。

2 食育を推進する校内体制の構築

校長を責任者とする「食育推進委員会」等を設置し、全教職員で共通理解を図ります。専門的知見をもつ栄養教諭と、学校全体の食育を総括するコーディネーターである「食育担当教員」が中心になり、学級担任、養護教諭、保健主事等が連携し、組織的な取組を進めています。

3 あらゆる教科と「食」の結びつけ

学校の教育目標に応じた「食に関する指導の全体計画」を策定し、家庭科、体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（給食の時間等）、社会科（地域の農業など）、理科（植物の栽培）など、さまざまな教科の中で「食」について総合的に学べるよう、カリキュラムへの位置付けを行わせています。

4 日常の給食や学校行事との連動

毎日の給食の時間におけるマナーや感謝の指導、児童生徒による委員会活動の活性化を支えています。また、学校農園での野菜づくりや、田んぼの学習で育てたお米を給食で味わうといった「実体験を伴う食育」の計画を主導させています。

5 安全・安心の危機管理と、個に応じた指導

子どもたちの命に関わる「食物アレルギー」の事故防止に向けて、全職員を対象とした研修や緊急時の対応訓練を保健主事・養護教諭が中心となり組織的に実施させています。

また、偏食や肥満・痩身などの課題を抱える子どもたちに対し、学級担任と栄養教諭・養護教諭が密に連携して、一人ひとりに寄り添った個別指導ができる体制を整えています。

（アレルギー……卵・牛乳：成長とともに「治っていく」ことが多い。ナッツ・甲殻類：年齢とともに増え、「一生治りにくい」。「これまで平気だったから」と食べ続けると、体内に原因物質が蓄積され、限界を超えたときに突然発症し、次からは食べるたびに重症化するリスクが高まる。）

市教育委員会では、この5点をもとにした学校組織の力を高めることで、家庭や地域の皆様とも手を取り合いながら、地域全体で子どもたちの健全な育成を目指してまいります。

食育の推進において、栄養教諭が「専門的リーダー」であるのに対し、校務分掌上の保健主事は、学校教育全体の中に食育を位置付け、人と組織をつなぐ「マネジメントリーダー」としての役割を担うことになります。

保健主事の設置および職務の根拠法規については、学校教育法施行規則第45条および学校保健安全法第5条に明記されており、「保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理、また、児童生徒等の心身の健康の保持促進を図るための指導に関する事項について学校保健計画を策定し、これを実施しなければならない」と定義されています。

現在、市内で養護教諭が保健主事を兼ねている学校は13校（小学校9校、中学校4校）であり、小規模で学級数が少ない学校ほど兼務している現状があります。